



クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 109 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、[ニュースレターの内容に関するご質問](#)、[その他のご意見やご要望](#)などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2024 年 8 月 クレイトン・ユッツ法律事務所 加納寛之

今月の主要トピック：

企業結合規制の改正法の草案の発表（競争法）

オーストラリアにおいては、企業結合規制の改正（一定の条件を満たす M&A 取引についての、オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）に対する事前届出の義務化）が予定されていますが、この度、オーストラリア政府は、2024 年 7 月 24 日に、当該改正に関する改正法の草案を公表しました。

草案の主要な内容・特徴としては、①一定のセクターに関する M&A 取引に関して、通常とは異なる閾値を設定することができる点、②予定されている審査プロセスの内容が明らかになった点（30 営業日の第 1 次審査期間+90 営業日の第 2 次審査期間。ただし、第 1 次審査期間中の最初の 15 営業日の間に ACCC が競争上の懸念を抱かなかった場合の fast track オプションあり。）、③義務的事前届出の要否、審査が行われる場合の基準となる「競争の実質的制限」の有無の検討に際して、取引の当事者が過去 3 年間に行った事前取得等も勘案することが予定されている点、④クリアランスを与えないとの結論に ACCC が至った場合においても、取引が公共の利益に資することを理由として、ACCC に対して再度の審査を取引当事者が要請することができる点、などが挙げられます。

義務的届出の対象となる閾値の具体的な内容については本年後半に協議されることになっており、現時点でもその内容は不明ですが、上記の内容だけでも、改正法は、企業の M&A 戦略に大きな影響を与えることが想定されます。本稿ではその概要を紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

[Japan Practice
紹介サイト](#)



その他の注目のトピック

消費者による手数料異議申立ての制限と不公正な契約条項について（消費者法）

中小企業または消費者向けの標準約款に基づく契約の条項が不公正と認められる場合、当該条項は無効とされ、また、昨年 11 月に施行された改正法により、当該条項を用いた企業に対し罰則が課されることとなりました。このような不公正な契約条項（unfair contract term）ルールに関し、今年 7 月に出された判決である *ASIC v PayPal Australia Pty Ltd* [2024] FCA 762 は、どのような条項が不公正となりうるかの指針となりえ、注目に値します。

この判決では、オンラインでの決済サービスを提供していたサービスの標準約款のうち、サービスが過大請求した手数料についてユーザーが異議を申し立てることのできる期間を 60 日に制限する条項が不公正であると判断されました。裁判所は、当該条項が、サービスに過大請求した手数料を保持する利益を与える一方的なもので、これを保護すべき正当な理由が立証されず、また、他の条項より目立つものではなく透明性を欠いていたと述べています。

もっとも、クレームのリスクを管理し、紛争の迅速な解決を促すため等の理由により、このような契約条項は一般的にみられるものです。この裁判ではサービスが不公正であることを認めたため審理が行われませんでしたので、そのドラフト方法や正当化理由の立証によっては不公正でない判断される可能性もあります。いずれにせよ、中小企業または消費者向けに標準約款を用いる際には、本判決の判断理由に注意する必要があります。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

事例から学ぶデータ保護のための予防策（データ保護）

情報関連の規制当局である Office of the Australian Information Commissioner（O A I C）が、大手保険会社である Medibank で 2022 年に起きた顧客データ流出事件を受けて、同社に対する民事訴訟を提起しました。このデータ漏洩に関し現在進行している訴訟とその金銭的な損失、同社の評判に対する長期的な影響は、企業が保有する個人情報・プライバシーに関連するリスクと対策の必要性を再認識させるものです。

オーストラリアプライバシー原則（Australian Privacy Principles）では、個人情報の悪用、妨害、紛失や、不正アクセス等から個人情報を保護するため、状況に応じて「合理的な措置」を講じることが義務付けられていますが、この Medibank に対する訴訟ではまさにこの点が問題視されています。個人情報取扱いの規模・リソース、漏洩した場合に生じる個人の損害を踏まえ、企業は、データ管理システム、ガバナンス、セキュリティ管理、ICT システム、社員教育やサプライヤー管理等、あらゆる側面で予防策を講じる必要があり、本稿ではその概要を紹介します。原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

オーストラリア会社法概説

〔第 2 版〕（2019）



加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第 2 版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メル](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

本年度の製品安全に関する優先事項について（競争・消費者法）

オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）は毎年、オーストラリアの消費者が直面する最優先のリスクに焦点を当て、国民の意識を高めるため、製品安全の分野において規制・執行強化を図る優先事項を定めています。先月シドニーで開催された全国消費者会議では、5つの重点分野として、①育児関連用品、②オンライン商品、③サステナブルな製品、④新技術、および⑤製品安全データが取り上げられました。基本的には、長年優先課題とされてきた分野において規制・監督を強化すること等を目標としていますが、サステナブルな製品についてはその安全性に関する教育や意識向上に重点を置くことで、Net Zero への移行を引き続き支援することも目標としています。また、本年度から新たに追加された新技術の製品安全については、国内外の規制当局と協力することや政府間の主要フォーラムに意見を提供することにも注力するとしています。本稿ではその概要を紹介します。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

外資による対豪投資の状況（外資投資）

第105回の本ニュースレターでもお届けした、2023/24年第1四半期における対豪投資に関する四半期報告書に引き続き、財務省は2023/24年第2四半期の報告書を公表しました。国別金額ベースで見ると、前四半期の数字から大幅な減少があったものの、引き続きアメリカからの直接投資が圧倒的に多く、日本、シンガポール、カナダがこれに続きました。また、業界別投資額は、鉱物資源探査・開発が最大となり、次いで、サービス、さらに、商業不動産となりました。

第2四半期に承認された投資案件の処理日数の中央値は42日で、前四半期からわずかに増加しました。なお、承認された投資案件の75%は60日以内で検討され、うち35%は30日以内であり、大半の処理期間が依然として法定期間を上回っています。しかしながら、2024年5月に発表されたオーストラリアの外国投資政策の見直しのなかで、リスクが低い投資案件の承認手続きを短縮することが検討されている点を踏まえると、（少なくとも）一部の投資家グループ、特に非センシティブビジネスに投資するリピーター投資家の処理時間は減少し始めると予想されます。

原文（英文）への[リンク](#)はこちら。

最近行われたセミナー等

4th Asia-based International Financial Law Conference（2023年3月29日～31日）

International Bar Association が 2023 年 3 月 29 日から 31 日にかけて東京で開催した 4th Asia-based International Financial Law Conference にて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇し、近時のオーストラリア不動産マーケットの動向、海外投資家が注意すべき規制や税制、不動産投資におけるファイナンスやストラクチャー等について解説しました。セッションで使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます（英語でのカンファレンスのため資料は英文になります）。

豪州 M&A 取引実務セミナー（2022年11月8日）

シドニー日本商工会議所が 2022 年 11 月 8 日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について日本語で解説しました。

講演の内容（1 時間の録画ビデオ）は[こちら](#)のウェブページから、講演で使用した資料は[こちら](#)のリンク先からご覧いただけます。

最近の出版物等

『【特別企画】どうなる？日豪のM&A市場 - NNA 業界座談会第 6 弾』（2024年7月8日・9日）

アジア経済ニュースを発信する NNA 社が主催した、日系企業による豪州 M&A に携わる弁護士・会計士による座談会に、加納弁護士が登壇者として参加しました。本座談会では、日系企業による豪州 M&A に関して、近年トレンドとなっている業種、日系企業による M&A 手法の特徴、日系企業・豪州企業による相手方企業の印象、近時の主要な法改正（外資買収法・労働法等）の影響、MOU および DD の重要性、買収後の統合プロセス（PMI）における典型的な問題点、当該問題点に対する契約書上のリスクヘッジ手法等の幅広い論点が議論されています。座談会の内容は、2024 年 7 月 8 日および 9 日発行の同紙に連載されましたが、こちらのリンク先（[前編](#)・[後編](#)）からご覧いただけます。

Energy Transition Guide

クレイトン・ユッツ法律事務所の Energy Transition Guide が公表されています。本ガイドでは、エネルギーtransitionに関する主要な論点を、実際の案件における対応例も紹介しつつ解説しています。本ガイド（英文）は[こちら](#)からご覧いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介する冊子です。2021年1月1日より外国投資規制の改正法が施行され、「国家の安全」を保護するための新たな規制枠組みの導入をはじめ、法令の執行権限の拡大・強化など、様々な改正が行われましたが、2024年の1月1日より投資承認申請にかかる金額基準が更に変更されたことを受け、本稿における「外国投資」の章を[アップデート](#)しています。

『オーストラリア会社法概説』〔第2版〕（2019）

加納弁護士の著作である「オーストラリア会社法概説」の第2版が出版されています。本書では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接[メール](#)にてご注文いただくか、[アマゾンジャパン](#)にてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを提供するものではありませんので、ご注意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7599（大竹）までご連絡ください。



パートナー 加納寛之
メール：hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセラー 山浦茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



ロイヤー 須川佑妃
メール：ysugawa@claytonutz.com



ロイヤー 曾我修平
メール：ssoga@claytonutz.com



外国法資格実務家 小滝博行
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：hkotaki@claytonutz.com



外国法資格実務家 小川美月
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：mogawa@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
大竹佳代子
メール：kotake@claytonutz.com